

全国旅行支援 新たな福岡の避密の旅

概要

実施期間	2022年10月11日(火)～12月27日(火) (12月28日チェックアウト、帰着まで)
利用要件	(1) 日本国内に居住する者であること (2) 福岡県内を目的地とした旅行であること(福岡県民の福岡県内旅行を含む) (3) 宿泊施設でのチェックイン時、または日帰り旅行においては旅行当日に、助成利用する全員分の日本国内の居住を確認できる 身分証(運転免許証、健康保険証など)を提示 できること (4) 宿泊施設でのチェックイン時、または日帰り旅行においては旅行当日に、 ワクチン3回接種済、または、検査通知書(陰性のもの)を提示 できること (5) 本事業の主旨・目的を理解し、福岡県、本事業に参加・加盟する事業者からの依頼に協力ができること 上記ご対応いただけない場合は、全国旅行支援の割引が適用されなくなりますのでご注意ください。
地域クーポン種類	紙クーポン
地域クーポン配布方法	宿泊施設にて配布

※詳細につきましては、以下をご参照ください。

■地域クーポン利用可能施設

https://premium-gift.jp/newhimitsunotabi/use_store

■公式サイト：新たな福岡の避密の旅

<https://new.fukuoka-himitsu-travel.jp/>

全国旅行支援事業
「新たな福岡の避密の旅」観光キャンペーン
同意確認書面（利用者用）

全国旅行支援事業（以下、本事業）に拠る補助金（宿直割引・旅行商品割引（OTA 含む）と地域クーポン券）の交付を受けるためには、下記5点の同意が必要となります。
内容をご確認の上、同意署名欄に代表者様のご署名をお願い申し上げます。

1. 本人確認および居住地確認

「居住地確認書類」及び「本人確認書類」の旅行先での提示が必要となります。
宿泊チェックインの際（日帰り旅行添乗員または旅行事業者が定める現地係員等がいる場合は集合時）に提示ができなかった場合は、補助金相当額の返還を求めます。

2. ワクチン接種歴や検査結果の確認

ご利用の際は旅行商品割引利用対象者全員の予防接種済証（ワクチン3回以上）等又は検査結果通知書（陰性で有効期限内のもの）の提示が必要です。
予防接種済証等（ワクチンを3回接種済であるもの）、検査結果通知書（有効期限内のもので検査結果が陰性のもの）をご旅行当日ご提示いただけない場合は利用できません。
詳細はウェブサイト等で確認をお願いします。

3. 対象除外地域が発生した場合の対応

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染状況等により、福岡県が事業停止とした場合は補助金の対象外となります。また、そのことを事由としてご旅行を取消される場合、通常のコストが発生します。

4. 宿泊事業者が本事業への参画を取消した場合の対応

ご宿泊当日時点で、宿泊先施設が本事業への参画登録が承認されていない場合は、補助金交付の対象外となります。既に旅行代金が精算済みの場合でも、補助金相当額の返還を求めます。

5. 旅行開始後に取消した場合の対応

旅行開始後の宿泊内容の変更等（宿泊日数や宿泊人数の減少等）により地域クーポン券の配付対象枚数が減少する場合には、該当する地域クーポン券の返還を求めます。変更が生じた時点で地域クーポン券を使用していて、現物を返還できない場合は、返還すべき補助金相当額を現金にて返還を求めます。

私(及び同行者)は、首記旅行の参加にあたり上記に記載している内容に同意します。

チェックイン日： 年 月 日

代表者ご署名 _____